



## 住宅用火災警報器の設置が義務化

消防法の改正により、すべての住宅に住宅用火災警報器等の設置が義務付けられ、村上市火災予防条例で設置・維持の基準が定められました。(平成17年12月5日公布)

新築住宅：平成18年6月1日から設置が義務付けられます。

既存住宅：平成23年6月1日から設置が義務付けられます。

既存住宅とは...平成18年6月1日に現に存する住宅又は新築、増築、改築等の工事中の住宅をいいます。

### なぜ設置が必要なの？

- ・住宅火災による死者が増加している
- ・死者の半数以上が高齢者
- ・原因の7割は逃げ遅れ(特に就寝時間帯に多い)

### すべての住宅とは？

- ・戸建住宅、店舗等併用住宅、共同住宅、寄宿舍など全ての住宅が対象です。  
(ただし、自動火災報知設備やスプリンクラー設備等が設置されている場合は、住宅用火災警報器等の設置が免除される場合があります。)

### 住宅用火災警報器等とはどんなもの？

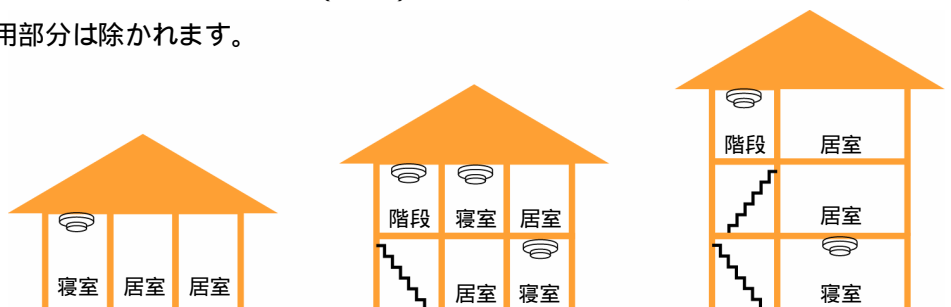
- ・住宅用火災警報器には煙式(煙を感知するもの)と熱式(熱を感知するもの)があります。ただし、義務化されたのは煙式です。
- ・住宅用火災警報器には、乾電池タイプとAC100ボルト(家庭用電源タイプ)があります。
- ・住宅用火災警報器には、国で定める基準があります。鑑定マークが付いているものを選びましょう
- ・火災を感知すると全ての感知器が一斉に鳴動する連動型もあります。



### どこに取り付けるの？

- ・寝室はすべて。
- ・寝室が2階にあれば2階の階段にも。
- ・寝室が1階(避難階)だけで3階に居室があれば、3階の階段にも。
- ・居室(7平方メートル以上)が5室以上ある階(寝室がない階)の廊下にも。
- ・義務はありませんが、台所に住宅用火災警報器(熱式)の設置をお勧めします。  
共同住宅などの共用部分は除かれます。

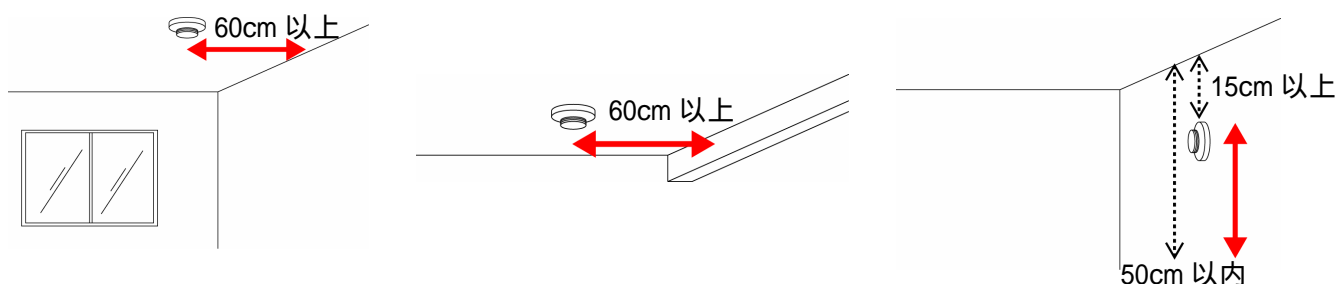
 感知器



### どのように取り付けるの？

- ・天井に設置する場合は、壁や梁から 60 センチメートル以上離れた位置
- ・壁に設置する場合は、天井から 15 センチメートル以上 50 センチメートル以内の位置
- ・エアコン、換気口などの吹き出し口から 1.5 メートル以上離れた位置

乾電池タイプのものは取り付け資格などは必要なく、誰でも設置できます。

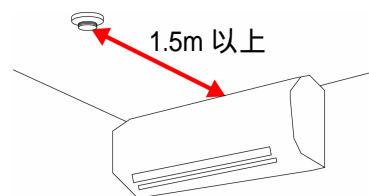


### どこで買えるの？

- ・お近くの消防設備販売店、ホームセンターや家電販売店などで販売しています。
- ・新築やリフォームの際は、工務店や施工会社にご相談ください。

### 日ごろの手入れは？ (乾電池タイプ)

- ・交換期限 (購入時又は設置時に明示されています。) がきたら交換する。
- ・電池切れの注意音が出たら電池交換をする。
- ・頻繁に警報音が鳴るときは、取り付け位置を変更する。(大量の湯気も感知するので注意してください。)
- ・燻煙式殺虫剤を使用するときは、一時的に取り外しておく。



悪質な訪問販売(不適正な価格・無理強い販売など)にご注意ください。

消防署では火災警報器等の斡旋・販売をしていません。

住宅用火災警報器などの設置義務化を契機として不適正な価格(市場価格を超え高額な価格)による販売を行う業者にご注意ください。(火災警報器は、クーリングオフの対象です。)

《ご不明な点は下記までお問い合わせください。》

村上市消防本部予防課	5 3 - 7 2 2 2
消防署荒川分署	6 2 - 3 2 4 0
消防署神林分署	6 6 - 7 1 2 3
消防署朝日分署	7 2 - 1 2 4 0
消防署山北分署	7 7 - 2 6 8 5
消防署関川分署	6 4 - 2 5 7 9

総務省消防庁

住宅用火災警報器相談室(フリーダイヤル) 0 1 2 0 - 5 6 5 - 9 1 1